



発行 新潟県

号外 1

令和3年7月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 20 新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例の一部を改正する条例(政策企画課)
- 21 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(福祉保健総務課)
- 22 新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉保健総務課)
- 23 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(感染症対策・薬務課)
- 24 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 25 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(障害福祉課)
- 26 新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(障害福祉課)
- 27 新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(障害福祉課)
- 28 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(産業立地課)
- 29 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)
- 30 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例(建築住宅課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(新潟県条例第22号)

1 基準省令の改正に伴う規定の整備

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、救護施設等の設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和3年8月1日から施行することとしました。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(新潟県条例第23号)

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち条例による事務処理の特例に係る事務に関する規定及び手数料に関する規定を整備することとしました。

(1) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(第1条関係)

(2) 新潟県手数料条例(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和3年8月1日から施行することとしました。

◇新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第24号)

1 基準省令の施行に伴う規定の整備

第1種動物取扱業者及び第2種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の施行に伴

い、同令の規定と重複する条例の規定を削除することとしました。(第18条の2関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(新潟県条例第25号)

1 基準省令の改正に伴う規定の整備

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(新潟県条例第26号)

1 基準省令の改正に伴う規定の整備

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(新潟県条例第27号)

1 基準省令の改正に伴う規定の整備

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(新潟県条例第28号)

1 目的

この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者又は産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、過疎地域の産業を振興し、雇用機会を拡充することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県税の課税免除

知事は、工場等の取得等をした者に対し、一定の要件を満たした場合には、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税の免除をすることができることとしました。(第2条及び第3条関係)

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしました。

◇新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第29号)

1 課税免除等の適用要件の改正

県税の課税免除又は不均一課税の適用要件について、基本計画の同意の期限を、令和3年3月31日から令和5年3月31日に見直す等の改正をすることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県営住宅条例の一部を改正する条例(新潟県条例第30号)

1 県営住宅の廃止

老朽化した県営千刈住宅(加茂市)を廃止することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例の一部を改正する条例
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (3) 新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (5) 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例
- (10) 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県条例第20号

新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例の一部を改正する条例

新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例（令和2年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生を受け、安全及び安心な県民生活の確保に取り組む医療従事者をはじめとする方々の活動を支援するとともに、将来に向けた医療提供体制の充実強化、教育環境の整備等感染症を含む危機に強い県民生活及び事業等の環境整備に要する経費に充てるため、新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）の発生を受け、安全及び安心な県民生活の確保に取り組む医療従事者をはじめとする方々の活動を支援するとともに、将来に向けた医療提供体制の充実強化、教育環境の整備等感染症を含む危機に強い県民生活及び事業等の環境整備に要する経費に充てるため、新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第21号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成5年新潟県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第8条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに、介護福祉士又は社会福祉士の資格を有し特定業務に従事することになり、かつ、引き続き特定業務に従事した場合であって、他の養成施設等における修学、災害、負傷、疾病その他やむを得ない理由により特定業務に従事することができなかった期間を除き、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、同法第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域及び同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。)において引き続き特定業務に従事した期間が3年に達したとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第8条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに、介護福祉士又は社会福祉士の資格を有し特定業務に従事することになり、かつ、引き続き特定業務に従事した場合であって、他の養成施設等における修学、災害、負傷、疾病その他やむを得ない理由により特定業務に従事することができなかった期間を除き、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</u>において引き続き特定業務に従事した期間が3年に達したとき。</p> <p>(3) (略)</p>

(新潟県ふるさと保全基金条例の一部改正)

第2条 新潟県ふるさと保全基金条例(平成5年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「中山間地域等」とは、次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「中山間地域等」とは、次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</u>を含む市町村の区域</p>

<p>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、 同法第41条第1項若しくは第2項(同条第3項 の規定により準用する場合を含む。)、同法第42 条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみ なされる区域を含む。)を含む市町村の区域 (4)～(6) (略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>
---	--------------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年度から令和9年度までの間における第2条の規定による改正後の新潟県ふるさと保全基金条例第2条第3号の規定の適用については、令和3年度から令和8年度までの間は、同号中「区域を含む」とあるのは「区域及び同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む」とし、令和9年度に限り、同号中「区域を含む」とあるのは「区域及び同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む」とする。

新潟県条例第22号

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条（略）</p> <p><u>（就業環境の整備）</u></p> <p>第8条の2 <u>救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p>第8条の3 <u>救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 <u>救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委</u></p>	<p>第8条（略）</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

<p><u>員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第8条の3及び第22条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、第8条の3中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

新潟県条例第23号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成12年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項(以下この条において「移動後号等」という。)に対応する次の表の改正前の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項(以下この条において「移動号等」という。)が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等(以下この条において「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の項の表示並びに追加号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務処理の特例)</p> <p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>法第35条第4項ただし書</u>の規定による実務従事者の許可</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>法第40条の5第6項</u>の規定による許可の更新</p> <p>(11)の2・(11)の3 (略)</p> <p>(12) 法第69条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査(医薬品の販売業者(法第31条に規定する配置販売業者を除く。)及び再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。第14号から第15号の2まで及び第17号から第20号までにおいて同じ。)</p> <p>(13) 法第69条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査(<u>同項に規定する地域連携薬局等に係るものを除く。第35号において同じ。</u>)</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p><u>(15)の2 法第72条の2の2の規定による命令</u></p> <p>(16)～(34) (略)</p> <p>(35) 法及び法の施行のための規則に基づく事務(前各号に掲げる事務並びに法第43条第1項及び第2項の規定による検定に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付(<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子</u></p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>法第35条第3項ただし書</u>の規定による実務従事者の許可</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>法第40条の5第4項</u>の規定による許可の更新</p> <p>(11)の2・(11)の3 (略)</p> <p>(12) 法第69条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査(医薬品の販売業者(法第31条に規定する配置販売業者を除く。)及び再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。第14号、<u>第15号</u>及び第17号から第20号までにおいて同じ。)</p> <p>(13) 法第69条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16)～(34) (略)</p> <p>(35) 法及び法の施行のための規則に基づく事務(前各号に掲げる事務並びに法第43条第1項及び第2項の規定による検定に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付</p>

情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)

(36) (略)

別表 (第2条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)	
2 (略)	(略)
2の2 法第6条の2第1項に規定する地域連携薬局の認定を受けようとする者	1件につき 12,000円
2の3 法第6条の2第4項に規定する地域連携薬局の認定の更新を受けようとする者	1件につき 12,000円
2の4 法第6条の3第1項に規定する専門医療機関連携薬局の認定を受けようとする者	1件につき 12,000円
2の5 法第6条の3第5項に規定する専門医療機関連携薬局の認定の更新を受けようとする者	1件につき 12,000円
3 法第7条第4項ただし書に規定する薬局の管理者の薬局外における実務従事の許可を受けようとする者	(略)
4 医薬品(体外診断用医薬品を除く。次項から12の2の項までにおいて同じ。)、医薬部外品又は化粧品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)に係る法第12条第1項に規定する製造販売業の許可を受けようとする者	(略)
5 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第12条第4項に規定する製造販売業の許可の更新を受けようとする者 (1)～(6) (略)	(略)
6 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条第1項に規定する製造業の許可を受けようとする者 (1) 医薬品の製造業のうち省令第25条第1項第3号に掲げるものに係る許可 (2) 医薬品の製造業のうち省令第25条第1項第4号に掲げるものに係る許可	(略)

(36) (略)

別表 (第2条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)	
2 (略)	(略)
3 法第7条第3項ただし書に規定する薬局の管理者の薬局外における実務従事の許可を受けようとする者	(略)
4 医薬品(体外診断用医薬品を除く。次項から12の項までにおいて同じ。)、医薬部外品又は化粧品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)に係る法第12条第1項に規定する製造販売業の許可を受けようとする者	(略)
5 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第12条第2項に規定する製造販売業の許可の更新を受けようとする者 (1)～(6) (略)	(略)
6 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条第1項に規定する製造業の許可を受けようとする者 (1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可 (2) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第4号に掲げるものに係る許可	(略)

<p>(3) 医薬品の製造業のうち省令第25条第1項第5号に掲げるものに係る許可</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 医薬部外品の製造業のうち省令第25条第2項第1号に掲げるものに係る許可</p> <p>(8) 医薬部外品の製造業のうち省令第25条第2項第2号に掲げるものに係る許可</p> <p>(9) 医薬部外品の製造業のうち省令第25条第2項第3号に掲げるものに係る許可</p> <p>(10) 化粧品の製造業のうち省令第25条第3項第1号に掲げるものに係る許可</p> <p>(11) 化粧品の製造業のうち省令第25条第3項第2号に掲げるものに係る許可</p>		<p>(3) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第5号に掲げるものに係る許可</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 医薬部外品の製造業のうち省令第26条第2項第1号に掲げるものに係る許可</p> <p>(8) 医薬部外品の製造業のうち省令第26条第2項第2号に掲げるものに係る許可</p> <p>(9) 医薬部外品の製造業のうち省令第26条第2項第3号に掲げるものに係る許可</p> <p>(10) 化粧品の製造業のうち省令第26条第3項第1号に掲げるものに係る許可</p> <p>(11) 化粧品の製造業のうち省令第26条第3項第2号に掲げるものに係る許可</p>	
<p>7 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条第4項に規定する製造業の許可の更新を受けようとする者</p> <p>(1) 医薬品の製造業のうち省令第25条第1項第3号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(2) 医薬品の製造業のうち省令第25条第1項第4号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(3) 医薬品の製造業のうち省令第25条第1項第5号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 医薬部外品の製造業のうち省令第25条第2項第1号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(8) 医薬部外品の製造業のうち省令第25条第2項第2号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(9) 医薬部外品の製造業のうち省令第25条第2項第3号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(10) 化粧品の製造業のうち省令第25条第3項第1号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(11) 化粧品の製造業のうち</p>	<p>(略)</p>	<p>7 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条第3項に規定する製造業の許可の更新を受けようとする者</p> <p>(1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(2) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第4号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(3) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第5号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 医薬部外品の製造業のうち省令第26条第2項第1号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(8) 医薬部外品の製造業のうち省令第26条第2項第2号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(9) 医薬部外品の製造業のうち省令第26条第2項第3号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(10) 化粧品の製造業のうち省令第26条第3項第1号に掲げるものに係る許可の更新</p> <p>(11) 化粧品の製造業のうち</p>	<p>(略)</p>

<p>省令第25条第3項第2号に掲げるものに係る許可の更新</p>		<p>省令第26条第3項第2号に掲げるものに係る許可の更新</p>	
<p>8 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条第8項に規定する製造業の許可の区分の変更又は追加の許可を受けようとする者</p> <p>(1) 医薬品の製造業のうち省令第25条第1項第3号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(2) 医薬品の製造業のうち省令第25条第1項第4号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(3) 医薬品の製造業のうち省令第25条第1項第5号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 医薬部外品の製造業のうち省令第25条第2項第1号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(7) 医薬部外品の製造業のうち省令第25条第2項第2号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(8) 医薬部外品の製造業のうち省令第25条第2項第3号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(9) 化粧品の製造業のうち省令第25条第3項第1号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(10) 化粧品の製造業のうち省令第25条第3項第2号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p>	<p>(略)</p>	<p>8 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条第6項に規定する製造業の許可の区分の変更又は追加の許可を受けようとする者</p> <p>(1) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第3号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(2) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第4号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(3) 医薬品の製造業のうち省令第26条第1項第5号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 医薬部外品の製造業のうち省令第26条第2項第1号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(7) 医薬部外品の製造業のうち省令第26条第2項第2号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(8) 医薬部外品の製造業のうち省令第26条第2項第3号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(9) 化粧品の製造業のうち省令第26条第3項第1号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p> <p>(10) 化粧品の製造業のうち省令第26条第3項第2号に掲げるものに係る許可の区分への変更又は当該区分の追加の許可</p>	<p>(略)</p>
<p>8の2 医薬品、医薬部外品又</p>			

<p>は化粧品に係る法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録を受けようとする者</p> <p>(1) 医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録</p> <p>(2) 医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録</p>	<p>1件につき 39,200円</p> <p>1件につき 28,400円</p>		
<p>8の3 医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第13条の2の2第4項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の更新を受けようとする者</p> <p>(1) 医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新</p> <p>(2) 医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新</p>	<p>1件につき 23,100円</p> <p>1件につき 20,400円</p>		
(略)		(略)	
<p>10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第7項に規定する調査、<u>法第14条の7の2第3項の確認を受けようとする者に係る同条第4項に規定する調査</u>又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	(略)	<p>10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第7項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	(略)
(略)		(略)	
<p>12 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第15項に規定する承認事項の変更の承認を受けようとする者</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	(略)	<p>12 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第13項に規定する承認事項の変更の承認を受けようとする者</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	(略)
<p>12の2 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条の2第1項に規定する基準の適合性の確認を求める者</p> <p>(1) 無菌医薬品の製造に係る調査(2)に掲げるものを除く。</p>	<p>次に掲げる額を合算した額を142,400円に加算した額</p> <p>ア 2,000円に調査</p>		

	に係る品 目数を乗 じて得た 額 イ 14,900 円に調査 に係る製 造販売業 者の数を 乗じて得 た額		
(2) 医薬品の製造に係る調査 (包装、表示又は保管のみ を行う製造に係る調査のみ を受ける場合に限る。)	次に掲げる 額を合算した 額を56,300円 に加算した額 ア 420円 に調査に 係る品目 数を乗じ て得た額 イ 3,800 円に調査 に係る製 造販売業 者の数を 乗じて得 た額		
(3) 医薬品の製造に係る調査 (1)及び(2)に規定する場 合を除く。)	次に掲げる 額を合算した 額を102,100 円に加算した 額 ア 1,000 円に調査 に係る品 目数を乗 じて得た 額 イ 7,500 円に調査 に係る製 造販売業 者の数を 乗じて得 た額		
(4) 無菌医薬部外品の製造に 係る調査(5)に掲げるも のを除く。)	次に掲げる 額を合算した 額を142,400 円に加算した 額 ア 2,000		

<p>(5) 医薬部外品の製造に係る調査（包装、表示又は保管のみを行う製造に係る調査のみを受ける場合に限る。）</p>	<p>円に調査に係る品目数を乗じて得た額 イ 14,900 円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額 次に掲げる額を合算した額を56,300円に加算した額 ア 420円 に調査に係る品目数を乗じて得た額 イ 3,800 円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額 次に掲げる額を合算した額を102,100円に加算した額 ア 1,000 円に調査に係る品目数を乗じて得た額 イ 7,500 円に調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額</p>		
<p>12の3 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>12の2 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>12の4 医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第23条の2第4項に規定する製造販売業</p>	<p>(略)</p>	<p>12の3 医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第23条の2第2項に規定する製造販売業</p>	<p>(略)</p>

の許可の更新を受けようとする者 (1)～(4) (略)		の許可の更新を受けようとする者 (1)～(4) (略)	
12の5 (略)	(略)	12の4 (略)	(略)
12の6 (略)	(略)	12の5 (略)	(略)
12の7 (略)	(略)	12の6 (略)	(略)
12の8 再生医療等製品に係る 法第23条の20第4項に規定する 製造販売業の許可の更新を受けようとする者	(略)	12の7 再生医療等製品に係る 法第23条の20第2項に規定する 製造販売業の許可の更新を受けようとする者	(略)
(略)		(略)	
15 法第28条第4項ただし書に 規定する店舗管理者の店舗外 における実務従事の許可を受けようとする者	(略)	15 法第28条第3項ただし書に 規定する店舗管理者の店舗外 における実務従事の許可を受けようとする者	(略)
(略)		(略)	
19 法第35条第4項ただし書に 規定する医薬品営業所管理者 の営業所外における実務従事 の許可を受けようとする者	(略)	19 法第35条第3項ただし書に 規定する医薬品営業所管理者 の営業所外における実務従事 の許可を受けようとする者	(略)
(略)		(略)	
21 法第39条第6項に規定する 高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可の更新を受けようとする者	(略)	21 法第39条第4項に規定する 高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可の更新を受けようとする者	(略)
(略)		(略)	
24 法第40条の2第4項に規定 する医療機器の修理業の許可 の更新を受けようとする者	(略)	24 法第40条の2第3項に規定 する医療機器の修理業の許可 の更新を受けようとする者	(略)
25 法第40条の2第7項に規定 する医療機器の修理区分の変 更又は追加の許可を受けよう とする者	(略)	25 法第40条の2第5項に規定 する医療機器の修理区分の変 更又は追加の許可を受けよう とする者	(略)
(略)		(略)	
25の3 法第40条の5第6項に 規定する再生医療等製品の販 売業の許可の更新を受けよう とする者	(略)	25の3 法第40条の5第4項に 規定する再生医療等製品の販 売業の許可の更新を受けよう とする者	(略)
(略)		(略)	
25の5 政令第2条の3第1項 に規定する薬局開設の許可証 の書換え交付を受けようとする者	(略)	25の5 政令第1条の5第1項 に規定する薬局開設の許可証 の書換え交付を受けようとする者	(略)
25の6 政令第2条の4第1項 に規定する薬局開設の許可証 の再交付を受けようとする者	(略)	25の6 政令第1条の6第1項 に規定する薬局開設の許可証 の再交付を受けようとする者	(略)
25の7 政令第2条の8第1項 に規定する地域連携薬局等の 認定証の書換え交付を受けよ	1件につき 2,200円		

うとする者			
25の8 政令第2条の9第1項に規定する地域連携薬局等の認定証の再交付を受けようとする者	1件につき 3,100円		
(略)		(略)	
29 (略)	(略)	29 (略)	(略)
29の2 政令第16条の4第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付を受けようとする者	1件につき 2,200円		
29の3 政令第16条の5第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付を受けようとする者	1件につき 3,100円		
29の4 政令第26条の4第1項に規定する医薬品又は医薬部外品の基準確認証の書換え交付を受けようとする者	1件につき 2,200円		
29の5 政令第26条の5第1項に規定する医薬品又は医薬部外品の基準確認証の再交付を受けようとする者	1件につき 3,100円		
29の6 (略)	(略)	29の2 (略)	(略)
29の7 (略)	(略)	29の3 (略)	(略)
29の8 (略)	(略)	29の4 (略)	(略)
29の9 (略)	(略)	29の5 (略)	(略)
29の10 (略)	(略)	29の6 (略)	(略)
(略)		(略)	

(新潟県手数料条例の一部改正)

第2条 新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
(1)~(4)の2 (略)					(1)~(4)の2 (略)				
(5) 農林水産部関係					(5) 農林水産部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
31	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく動物用高度	(略)		(略)	31	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく動物用高度	(略)		(略)

	管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査								
(略)					(略)				
316	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第6項の規定に基づく動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)		(略)	316	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項の規定に基づく動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	(略)		(略)
(略)					(略)				
(6)～(9) (略)					(6)～(9) (略)				

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

新潟県条例第24号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(犬猫の輸送に関する帳簿の備付け) 第18条の2 (略)	(犬猫販売業者に係る基準遵守義務等) 第18条の2 (略)
	2 犬猫販売業者は、販売の用に供する犬猫の輸送が行われた場合は、輸送後に当該犬猫を飼養し、又は保管する飼養施設において2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によつて観察し、健康上の問題があることが認められなかつた犬猫を販売に供するよう努めなければならない。ただし、第1種動物取扱業者又は第2種動物取扱業者（法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者をいう。）に対する販売に供する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第25号

新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第72号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（運営規程）

第4条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 秘密保持等に関する事項
- (2) 苦情解決に関する事項

（非常災害対策）

第5条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該障害者支援施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

（設備）

第6条 障害者支援施設に設けなければならない訓練・作業室の利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とする。

（暴力団等の排除）

第7条 障害者支援施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第26号

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第74号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準）

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（運営規程）

第4条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 秘密保持等に関する事項
- (2) 苦情解決に関する事項

（非常災害対策）

第5条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該地域活動支援センターの所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

（暴力団等の排除）

第6条 地域活動支援センターは、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第27号

新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第75号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。
(福祉ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。
(運営規程)

第4条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 秘密保持等に関する事項

(2) 苦情解決に関する事項

(非常災害対策)

第5条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該福祉ホームの所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者へ周知しなければならない。

(暴力団等の排除)

第6条 福祉ホームは、その運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第28号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等をいう。次条第2項及び第3項において同じ。）をした者又は産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、過疎地域の産業を振興し、雇用機会を拡充することを目的とする。

(奨励措置)

第2条 知事は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものの取得等（同号イに規定する取得等をいう。）をした者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

- (1) 個人にあつては工場等を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、法人にあつては工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該工場等に係るものとして省令第2条に規定する特別償却設備に係る所得金額等の計算の例により計算した額に対して課する事業税
- (2) 工場等である家屋及びその敷地である土地の取得（法第2条第2項の規定による主務大臣の公示の日（以下「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税
- (3) 工場等である償却資産（公示日以後において取得したものに限る。）を事業の用に供することができることとなつた日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以後3箇年度に当該償却資産に対して課する固定資産税

2 知事は、産業振興促進区域内において、工場等の取得等をする者が土地を工場等の立地を容易にするために必要な工場用地、住宅、住宅用地、道路、港湾施設、通信運輸施設、工業用水道、水道及び下水道、教育施設、厚生施設、職業訓練施設その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可又は処分を求めたときは、これらの施設の建設が促進されるように配慮するものとする。

3 知事は、産業振興促進区域内において、工場等の取得等をする者が施設の整備又は施設の用に供する土地の取得又は造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保その他の援助を求めたときは、そのあつせんに努めるものとする。

第3条 知事は、産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人で、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する各年度の事業税の課税を免除することができる。

2 前項の規定による課税免除をすることができる年度は、同項に規定する者に対し課税免除をした最初の年度から5箇年度とする。

(申請又は申告)

第4条 第2条第1項又は前条の規定により県税の課税の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請し、又は申告しなければならない。

(報告の徴収)

第5条 知事は、奨励措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。
(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の失効に伴う経過措置)
- 3 令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下この項において「旧過疎自立促進法」という。)の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村の区域又は同日において旧過疎自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域内において、製造の事業、農林水産物等販売業(旧過疎自立促進法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。)又は旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、又は増設した者については、旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号。以下「旧条例」という。)第2条、第4条及び第5条の規定は、旧条例の失効後も、なおその効力を有する。
(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)
- 4 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(令和3年新潟県条例第28号)第2条又は第3条</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号)第2条又は第3条</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の奨励措置との調整については、前項の規定による改正前の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第8条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号)第2条又は第3条」とあるのは、「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(令和3年新潟県条例第28号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(平成12年新潟県条例第74号)第2条」とする。
(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正)
- 6 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例(平成20年新潟県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第28号)第2条、新潟県過疎地域にお</p>	<p>(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第28号)第2条、新潟県過疎地域にお</p>

ける工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

ける工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

（新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第2条の規定の適用を受けることができる施設については、前項の規定による改正前の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例」とあるのは、「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例」とする。
- 8 附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の奨励措置との調整については、附則第6項の規定による改正前の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第8条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条又は第3条」とあるのは、「新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条」とする。

新潟県条例第29号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、<u>法第18条</u>に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）を行う事業者に対し、奨励措置を行うことにより、地域経済牽引事業の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(法人の県民税の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が<u>令和5年3月31日</u>までに行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律<u>第26条</u>の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から<u>令和5年3月31日</u>までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、<u>法第17条</u>に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）を行う事業者に対し、奨励措置を行うことにより、地域経済牽引事業の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(法人の県民税の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が<u>令和3年3月31日</u>までに行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律<u>第25条</u>の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から<u>起算して5年内</u>に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定め</p>

度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割(法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。)第2条の規定の適用を受けるものに限る。)について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

(事業税の不均一課税)

第3条 知事は、同意日から令和5年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1)・(2) (略)

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から令和5年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第28号)第2条、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(令和3年新潟県条例第28号)第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平

日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割(法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。)第2条の規定の適用を受けるものに限る。)について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

(事業税の不均一課税)

第3条 知事は、同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1)・(2) (略)

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第28号)第2条、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例(令和3年新潟県条例第28号)第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27

<p>成27年新潟県条例第50号) 第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。)のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>年新潟県条例第50号) 第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。)のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例及び新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）に同一の条例の規定についての改正がある場合において、当該改正が同一の日に行われるときは、当該条例の規定は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。
(経過措置)
- 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による同法第6条に規定する同意基本計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における改正後の第2条（「第25条」を「第26条」に改める部分を除く。）から第4条までの規定の適用については、なお従前の例による。

新潟県条例第30号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>旭 町 住 宅</td> <td>小千谷市旭町及び大字蕨生乙</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		旭 町 住 宅	小千谷市旭町及び大字蕨生乙	(略)		<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>旭 町 住 宅</td> <td>小千谷市旭町及び大字蕨生乙</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">千 刈 住 宅</td> <td style="border: 2px solid black;">加茂市千刈1丁目</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		旭 町 住 宅	小千谷市旭町及び大字蕨生乙	千 刈 住 宅	加茂市千刈1丁目	(略)	
名 称	位 置																		
(略)																			
旭 町 住 宅	小千谷市旭町及び大字蕨生乙																		
(略)																			
名 称	位 置																		
(略)																			
旭 町 住 宅	小千谷市旭町及び大字蕨生乙																		
千 刈 住 宅	加茂市千刈1丁目																		
(略)																			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。